

四日市市告示第96号

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月7日

四日市市長 森 智広

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱（平成12年四日市市告示第114号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(新規申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、支給の必要があると認められた者には四日市市高齢者おむつ支援決定通知書（第3号様式）により通知するとともに、引換券を<u>申請を受理した月の翌月（市長が必要と認める場合は、申請を受理した月）</u>から交付し、支給の必要がないと認められた者には四日市市高齢者おむつ支援却下通知書（第4号様式）により通知するものとする。</p>	<p>(新規申請等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、支給の必要があると認められた者には四日市市高齢者おむつ支援決定通知書（第3号様式）により通知するとともに、引換券を申請月の翌月から交付し、支給の必要がないと認められた者には四日市市高齢者おむつ支援却下通知書（第4号様式）により通知するものとする。</p>
<p>(支給額の変更等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、変更の必要があると認められた者には四日市市高齢者おむつ支援変更決定通知書</p>	<p>(支給額の変更等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、変更の必要があると認められた者には四日市市高齢者おむつ支援変更決定通知書</p>

(第5号様式)により通知するとともに、申請を受理した月の翌月から変更後の支給決定額の引換券を交付し、変更の必要がないと認めた者には、四日市市高齢者おむつ支援変更却下通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 (略)

(支給の一時停止等)

第7条 市長は、おむつ等の支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ねたきり高齢者等に対するおむつ等の支給を一時停止するものとする。

- (1) 病院(病院又は診療所)へ1か月以上入院するとき。
- (2) 介護老人保健施設又は介護医療院へ入所するとき。
- (3) 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を続けて1か月以上利用するとき。

2から4まで(略)

(支給の再開等)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、四日市市高齢者おむつ支援再開決定通知書(第10号様式)により通知するとともに、申請を受理した日の翌日以

(第5号様式)により通知するとともに、申請月の翌月から変更後の支給決定額の引換券を交付し、変更の必要がないと認めた者には、四日市市高齢者おむつ支援変更却下通知書(第6号様式)により通知するものとする。

3 (略)

(支給の一時停止等)

第7条 市長は、おむつ等の支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該ねたきり高齢者等に対するおむつ等の支給を一時停止するものとする。

- (1) 病院(病院又は診療所)へ1か月以上入院するとき。
- (2) 介護老人保健施設若しくは介護医療院へ入所又は介護療養型医療施設へ入院するとき。
- (3) 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を続けて1か月以上利用するとき。

2から4まで(略)

(支給の再開等)

第8条 (略)

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに調査を行い、四日市市高齢者おむつ支援再開決定通知書(第10号様式)により通知するとともに、申請月の翌月から引換券の

降の最初の定められた発行日から引換券の交付を再開する。

(支給対象からの除外等)

第9条 市長は、おむつ等の支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条に規定する支給対象から除くものとする。

(1)から(3)まで(略)

(4) 第7条第1項第1号の入院が3か月を超えたとき。

(5) 第7条第1項第2号の入所が3か月を超えたとき。

(6) 第7条第3項により通知を受け、支給が再開されないまま、3か月を経過したとき。

(7) 第7条第1項各号のいずれかに該当し、3か月以内に在宅にて生活する見込みのないとき。

(8) 生活保護法による保護を受給することになったとき。

(9) 四日市市に住所を有しなくなったとき。

(10) 死亡したとき。

(11) 第2条に定める基準に該当しなくなったとき。

交付を再開する。

(支給対象からの除外等)

第9条 市長は、おむつ等の支給を受けているねたきり高齢者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条に規定する支給対象から除くものとする。

(1)から(3)まで(略)

(4) 生活保護法による保護を受給することになったとき。

(5) 四日市市に住所を有しなくなったとき。

(6) 死亡したとき。

(7) 第2条に定める基準に該当しなくなったとき。

(8) 第7条第1項第1号の入院が3か月を超えたとき。

(9) 第7条第1項第2号の入所又は入院が3か月を超えたとき。

(10) 第7条第3項により通知を受け、支給が再開されないまま、3か月を経過したとき。

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第7条関係）

四日市市高齢者おむつ支援一時停止申請書

四日市市長

四日市市おむつ等引換券の一時停止を次のとおり申請します。

			年	月	日
申請者	氏名		対象者との続柄		
	住所				
	電話		所属（事業所）		
対象者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	住所	四日市市			
申請理由	該当するものに☑を付けてください。 <input type="checkbox"/> 病院へ1か月以上入院するため <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設へ入所するため <input type="checkbox"/> 介護医療院へ入所するため <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護又は短期入所療養介護を続けて1か月以上利用するため				
入院・入所先		入院・入所日		月	日
退院・退所日	決まっている（ 年 月 頃 ） ・ 決まっていない				

第11号様式を次のように改める。

第11号様式（第9条関係）

四日市市高齢者おむつ支援中止申請書

四日市市長

四日市市おむつ等引換券の中止を次のとおり申請します。

			年	月	日
申請者	氏名		対象者との続柄		
	住所				
	電話		所属（事業所）		
対象者	フリガナ			生年月日	大昭平 年 月 日
	氏名				
	住所	四日市市			
申請理由	<p>該当するものに☑を付けてください。</p> <input type="checkbox"/> 介護老人福祉施設へ入所するため <input type="checkbox"/> ケアハウス、軽費老人ホーム、養護老人ホーム又は有料老人ホームへ入所するため <input type="checkbox"/> グループホーム又はサービス付き高齢者向け住宅へ入居するため <input type="checkbox"/> 病院への入院が3か月を超えたため <input type="checkbox"/> 介護老人保健施設又は介護医療院への入所が3か月を超えたため <input type="checkbox"/> 第7条第1項各号のいずれかに該当し、3か月以内に在宅にて生活する見込みがないため <input type="checkbox"/> 生活保護法による保護を受給することになったため <input type="checkbox"/> おむつ等引換券の支給が不要になったため				
入院 入所・入居先		入院日 入所・入居日	年	月	日

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の四日市市高齢者おむつ支援事業実施要綱の第7号様式及び第11号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

(健康福祉部高齢福祉課)